

議案第62号関連資料

明石市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する
条例(案)の概要

1 改正理由

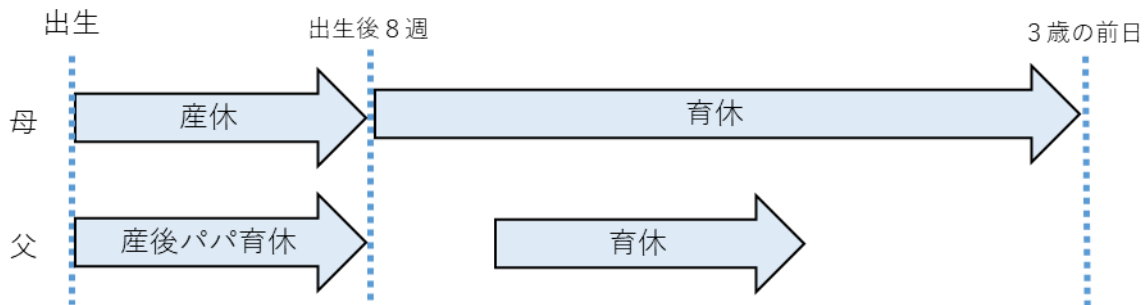
国においては、昨年度の人事院勧告に基づき、男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進をさらに進めるため、育児休業の取得回数制限の緩和や、育児参加休暇の取得期間の拡大などの制度改正が、本年10月1日に施行されます。

本市においても、国に準じた制度とするため、地方公務員の育児休業等に関する法律(以下「育児休業法」という)の一部改正及び、人事院規則の改正を踏まえ、関係条例について所要の整備を図ろうとするものです。

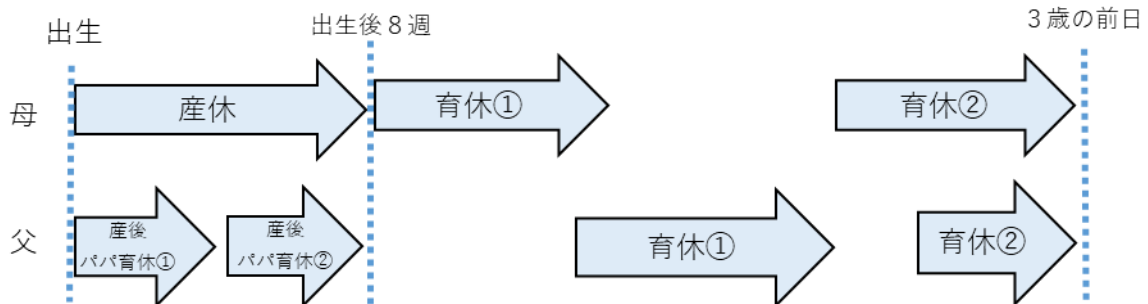
2 育児休業法の主な改正内容

現行では、育児休業の取得可能回数は、原則の1回に加え、子の産後8週間以内の育児休業(以下「産後パパ育休」という)を1回取得可能とされているところ、改正により、原則2回、加えて産後パパ育休を2回取得可能になります。

【現行(原則1回、産後パパ育休1回)】



【改正後(原則2回、産後パパ育休2回)】



※本年10月1日施行

3 改正の内容

(1) 全職員が対象となる主な改正

	現 行	改 正
育児参加休暇 取得可能期間 の拡大	出産の日以後 <u>8週間</u> を経過する日 までの期間に取得可能。	出産の日以後 <u>1年</u> を経過する日ま での期間に取得可能。

(2) 非常勤職員が対象となる主な改正

	現 行	改 正
非常勤職員の 産後パパ育休 取得要件の緩 和	子が <u>1歳6か月</u> となる日以降も引 き続き雇用される見込みがある場 合。	子の出生日から起算して <u>8週間と 6月</u> を経過する日以降も雇用され る見込みがある場合。
非常勤職員が 育児休業を延 長する場合の 取得要件の緩 和	子の1歳到達日又は1歳6か月に 到達日の翌日を初日として引き続 き取得することが要件であり、延長期 間中に <u>夫婦交代</u> での取得はできな <u>い</u> 。	配偶者の育児休業期間の末日の翌 日以前の日を初日として取得でき るようになり、 <u>延長期間中に夫婦交 代</u> での取得が可能。

(3) その他

上記改正に伴う規定整備等

4 改正する条例

- (1) 明石市職員の育児休業等に関する条例
- (2) 明石市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例

5 施行期日

2022年（令和4年）10月1日